平成２２年（フ）第７２９号
千葉県松戸市金ケ作408番地の115ライオンズマンション常盤平210号
債務者　五十嵐江里
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第７３６号
千葉県柏市中新宿１丁目８番３号コーポ広川Ｂ号
債務者　衛藤　敬介
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第７３９号
千葉県野田市野菊野２番地　野菊野団地２棟805号室
債務者　金成　美子
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第７５２号
千葉県松戸市稔台２丁目１番地の１稔台ハイツ303号
債務者　芝田　重代
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第７６３号
千葉県柏市花野井621番地５レオパレススズキ207号
債務者　國本　和也
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第７６５号
千葉県我孫子市湖北台７丁目18番74―502号
債務者　金児　誠一
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第２６７号
山梨県韮崎市富士見３丁目16番36号　レオパレス韮崎104号、前住所富山県中新川郡上市町江上36番地
債務者　立野　繁夫
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで　富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２８２号
富山市針原中町138番地
債務者　中川万紀代
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで　富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２８９号
富山市追分茶屋223番地５
債務者　辻　　保夫
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで　富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２９８号
富山市開発143番地
債務者　野崎　善昭
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで　富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２１５号
神奈川県横須賀市長沢６丁目22番10号　コンフォート101
債務者　門口　秀男
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで　横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第７６３号
北九州市小倉北区三郎丸３丁目14番14―504号
債務者　岩本志都夫
1　決定年月日時　平成22年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第８９４号
北九州市小倉北区菜園場１丁目９番３―301号
債務者　頼實　正敏
1　決定年月日時　平成22年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第９８９号
福岡県遠賀郡水巻町おかの台８番502号
債務者　小森　敏昭
1　決定年月日時　平成22年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第９９２号
北九州市若松区高須東４丁目６番４号
債務者　手島　淳雄
1　決定年月日時　平成22年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１０４３号
北九州市八幡西区幸神１丁目９番14号
債務者　メンバーズ美輝こと　木村　孝子
1　決定年月日時　平成22年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１０４４号
北九州市小倉南区津田新町１丁目14番８号
債務者　諸岡　秀喜
1　決定年月日時　平成22年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１０５５号
北九州市八幡東区天神町５番33―505号
債務者　松木薗美由記
1　決定年月日時　平成22年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部